

2. 各種資格について

(1) 土木施工管理技士（建設業法施行令第27条の5第1項第4号）

環境デザイン工学科又は環境管理工学科を卒業後、土木施工管理に関し指導監督的実務経験1年以上を含む3年以上の実務に従事した者は、土木施工管理技士試験を受験できる。

詳細については所属学科のガイダンスや一般財団法人全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp>）で確認すること。

(2) 測量士・測量士補（測量法第50条・第51条）

環境デザイン工学科又は環境管理工学科を卒業後、1年以上測量に関する実務に従事した者は、国土地理院への登録により測量士の資格を得ることができる。

環境デザイン工学科又は環境管理工学科の卒業生は、国土地理院への登録により測量士補の資格を得ることができる。

登録申請は各自で行う必要があるが、詳細については所属学科のガイダンスや国土交通省国土地理院のホームページ（<http://www.gsi.go.jp>）で確認すること。

(3) 危険物取扱者（消防法第13条の3）

環境物質工学科卒業生は、甲種危険物取扱者試験を受験できる。

環境物質工学科在学生で化学に関する科目を15単位以上取得している者は、甲種危険物取扱者試験を受験できる。

詳細については環境物質工学科のガイダンスや一般財団法人消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）で確認すること。

(4) JABEE資格（技術士第一次試験免除）

環境デザイン工学科又は環境管理工学科の卒業生は、技術士第一次試験が免除され、修習技術者になることができる。

詳細については所属学科のガイダンスや一般社団法人日本技術者教育認定機構のホームページ（<http://www.jabee.org/>）で確認すること。